

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年11月2日～平成17年11月29日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 8,846通

4. 御意見・情報の概要及びそれに対する回答

番号	意見	回答
1	何をもって安全とするかは最終的には個人の判断と思うが、国の基準としても日本独自の基準はナンセンスであり、国際基準にすべきである。	今回の審議結果案は、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(①20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等であること、②全ての牛からSRMを除去することなど)により管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行った結果を取りまとめたものです。
2	答申案に賛成です。 しかしながら、世界基準は月齢30ヶ月未満の牛となっており、今回の月齢20ヶ月未満という基準は極めて中途半端であります。 一刻も早く世界基準にのっとった、月齢30ヶ月未満の輸入再開を熱望しています。	この日本向け輸出プログラムの条件は、リスク管理機関と米国・カナダ政府との協議により提案されたものです。国際基準に基づき輸入再開すべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
3	同等だと思います。 問題は、米国・カナダ産か国産かではなく、摂取する牛肉が安全であるということ。因みに、「全頭検査したから安全だ」というのは、まったく矛盾しています。学術的に調査するというのであれば、それはそれで分かりますが、全頭検査で安全は確保できません。むしろ世界の定説となっている「特定危険部位の除去」こそが、安全を担保できる最良の方法だと思います。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とする結論の審議結果案を今般とりまとめました。
4	日本国民だけが安全で、米国の国民や、BSEによる被害者が大量に発生した英国を始めとするEU諸国の国民は、世界基準で出荷されている米国・カナダ・EU等の自国産牛肉を食べることは危険なのか？ 危険であるとするは、何故、海外では政府やマスコミの間で、問題とならないのか？ 自国内に被害者が発生している国々で、騒ぎにならないのはおかしくないか？ 何故、日本のマスコミも、その事についての矛盾点を問題提起しないのか？ BSEに関しては、日本の常識が世界の非常識になっていないか？ 結論として、一部の人が世論を、変な方向に誘導していると思えない。	なお、全頭検査についての見解については、本年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において、その見解を述べているところでありご参照ください。 また、特定危険部位の除去については、日本国内では全頭で実施しており、米国・カナダにおける日本向け輸出プログラムでも条件の一つになっているところであります。
5	報告書の総合的な結論を支持するが、報告書で使われた二つの概念的アプローチについて指摘しておきたい。これらのアプローチは、BSEの総合的リスク評価を行うために個々の構成要素を評価するものであるが、国際的な科学者間において広く受け入れられている見解やBSEに関するOIEのガイドラインと矛盾している。 1.報告書は、と畜時にBSEスクリーニング検査することによってBSEのリスクを回避可能であると推論している。対照的に、OIEのガイドラインでは牛肉のBSEリスクは交差汚染を防ぐ形でのSRMの除去により最も適切にコントロールできると認識している。 2.報告書はBSEのサーベイランスはBSEに一致している臨床的異常のある動物(症状牛)を対象とすることが最も効果的であるという科学的に受け入れられた見解を認めていない。BSE検査における陽性結果の見込みは臨床的に正常な個体群より症状牛の方が著しく大きい。報告書は、と畜時に主として健康な牛を検査することがその国のBSEの浸潤状況を決定する上で正確な方法であり、OIEの推奨する高リスク牛のみを検査する方法は限られた結果しか得られないと暗示している。ヨーロッパにおける多年に渡るBSE検査から得られた証拠はこの見解に反している。	1.SRM除去に関しては、BSEのリスク低減措置としての重要性から、我が国では全ての牛からSRM除去を行うとともに、反すう動物のみならず全ての動物飼料への利用を禁止しているところ。他方、米国・カナダにおいては、SRMの豚・鶏用飼料への利用は禁止されておらず、交差汚染が起こる可能性があると考えます。こうしたことから、今回の審議結果案の「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用も禁止する必要があると考えています。 2.BSE検査に関しては、プリオン専門調査会でも、日本、米国、EUの考え方の違い、OIEのガイドライン等についてたびたび議論を行ってきたところ。OIEのガイドラインについては見直しに向けた検討が現在行われているところですが、今回の審議結果案の「検査技術についての考察」の項に記載されているように、我が国のBSE汚染の程度は、これまで4年間にわたると畜場における全頭検査及び1.5年間の24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査により、ようやく推定可能となりました。このことは、OIEが提唱する高リスク牛のみのBSE検査におけるサンプリングの限界を示しており、米国・カナダにおける高リスク牛の抽出検査のみで行われるサーベイランス結果をもとに、BSE汚染の事態を把握しようとする場合には、このことに留意する必要があると考えます。従って、「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であると考えています。

6	自然との共生と人間の生命の安全に、リスクゼロということはありません。 危険の証明がない限り、食料の生産、供給には、必要な情報(産地、生産者、内容など)を正しく表示させる手立て(検査など)を講じることを条件に、あとは消費者の選択に任せるようにすべきです。消費者も自立した判断力を磨く努力をすべきものと思います。要は必要な情報を十分提供させよということに尽きる。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、今般、審議結果案を取りまとめたところです。 御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。
7	現在の情報では十分国民の意見を得る情報として不足していると思います、民間NHKのテレビ局などを通してどのような確認体制だから安全なのかいろいろな時間帯で放送してください。	食品安全委員会は、審議の透明性を確保する等の観点からホームページなどを通じて情報提供とともに、可能な限り報道機関への正確な情報伝達に心がけております。なお、食品安全委員会が提供する各種情報がどのように報道されるか等については、個々の報道機関の判断に委ねられますので、御理解いただきたいと思います。
8	カナダ、米国の国民はその問題の肉を毎日摂取しているはずですが、そのことにより健康上の問題があるのかないのかまったく報道されていません。FDAの指針はどうなっているかも報道されていません。日本人だけ他の人間と違った人種ではないはず。米国・カナダでは毎日人体実験をしているわけですから、その結果を公表して、国民の判断の資料にするのが一番良いと思います。	米国・カナダ産牛肉等を含め、諸外国の食品の安全性に関する科学的知見等については随時その情報収集に努めているところです。今後とも、今回のリスク評価結果についての新たな有用な科学的知見が得られた場合には、報道機関への情報提供を含め、適切な対応に努めてまいります。
9	アメリカ産牛肉を早く輸入再開して頂きたいとFAX致します。 アメリカ産牛肉について私なりに勉強し、認識しております。ごくわずかな確率のために全面輸入禁止というのは納得できません。 牛肉よりも先に、明らかに発ガン性のある赤色〇号とか着色料やその他の危険な食品添加物の取り締まりを強化して下さい。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
10	「5 結論」の内容は以下のように矛盾に満ち、政治的に米国政府と米国産牛肉関連事業者を利するためのものとなっており、日本国民の食の安全を軽視しています。このような審議結果となったことに強く抗議し、この審査結果を撤回し「評価不能」とすることを求めます。 1. 生体牛のリスク評価、牛肉及び牛の内臓のリスク評価は仮定の上でのものであり、そのデータも不十分です。またBSE対策の実効性の確保の保証はありません。米国での法令遵守を担保する責任を食品安全委員会が厚生労働省、農林水産省に転嫁することも問題です。米国での食肉加工の現場でのチェックが完全になされる保証はありません。 2. 米国での飼料規制は実際には緩やかなものです。SRMの除去は不徹底であり、牛の肉骨粉の製造は続けられており、代用乳・人工乳の製造過程で牛の血粉、油脂類などを使用する可能性も高く、交差汚染の可能性は高いと言えます。こうした点を本「審査結果(案)」は軽視しています。 3. 日本向けの上乗せ基準(輸出プログラム)を満たした牛肉などのリスク評価をおこなっていますが、これも20ヶ月齢以下や全頭からのSRMの除去などの検証が得られればという仮定のもとでの評価であり、確実ではありません。枝肉の格付けなどによる20ヶ月齢以下の判定方法についても実効性の確保は疑問です。 4. 総じて米国のBSE対策は日本と比べてずさんであり、日本の消費者としてはわざわざ外国から危険性の高い牛肉を輸入し、それを食べたくはありません。 5. 食品安全委員会のこの問題に対する審議は日米間の政治問題を背景に米国の食肉業界や米国政府の圧力に応えるものでした。 6. 本「審査結果(案)」の「6. 結論への付帯事項」に明記された慎重な意見を尊重し、科学的な評価は不能とすべきです。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって、御指摘のあった飼料規制を含め、米国・カナダにおけるBSE対策に関して、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。 また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。 輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになると記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。今後、リスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
11	今回の審議結果(案)を見ると、米国・カナダの牛肉の安全性に関して十分な科学的検証がなされていないことは明かです。	
12	「米国内の、現在の管理体制では、こういう点で十分リスクの判定は出来ない。」とはっきり言うべきです。	
13	食品の医学的安全性は、科学的な絶対的裏付けがなければならない。ましてや、「科学的同等性評価が困難」とされたものは絶対的根拠としての結論で、これを覆す言葉はない。	
14	米国・カナダ産牛肉の安全性は、本委員会の結論ではあくまでも仮定の上で安全と位置づけられている。 又データの質・量とも不明な点が多いと明言しながら、安全と結論づけている。 一般に科学の解は、一つしかないはずである。そしてその解は明言するからには、データの信頼度を証明した上で始めてその解の正しさが証明できるはずである。 本答申を読む限り、結論ありきの答申であり、データの信頼度は何ら検証がなされた痕跡を認めない。	

15	BSE問題については食の安全を評価する上で科学的な知見が十分とは言えない状況にあるように思われます。不確実性のあるデータに関しては不確実性のあるものとして扱うのが科学的な態度だと思います。しかし国内管理措置見直しの際、1989年のSBO規制があったにもかかわらず英国の食用にされた牛を100万頭として計算されたほか、仮定的な数値による計算で評価をされました。今回の評価でも特に輸出プログラムの遵守についての仮定的な前提をして評価しておられます。貴委員会が評価された結果は権威あるものとして受け取られますので、不確実なものとは不確実なものとしての評価を行ない、評価結果の出し方に十分留意をお願いいたします。	
16	結論では、米、カナダに関するデータは質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国、カナダのBSEの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」と述べられており、「リスクを見極めることができない」にもかかわらず、「輸出プログラム(全頭からSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されると仮定した上で、米、カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との結論を出しておられる。筋の通らないおかしい結論です。	
17	プリオン専門調査会がリスク管理機関からの独立性を確保しつつ、リスク評価を行ったことについては敬意を表します。しかしながら、評価結果については消費者にとってきわめて分かりにくいものになっています。以下の結論(pp.31-32)をどのように読んだらよいのかが判然としません。 ①「米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」 ②「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(中略)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」 ③「SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。」 ①と③に従えば米国・カナダ産牛肉のリスクは不明なのだが、②に従えばリスクは小さいということになります。同等性が不明であるということは、米・加のリスク評価を十分に行うほどの科学的証拠がないと理解すれば、「リスクは非常に小さい」という結論が出てくることにはならないと考えられます。①および③と②がどのような関係にあるのか分かりにくく、明快な説明が必要です。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。 また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。
18	このたびの貴委員会の評価の結論は、二つの部分から成っております。前半部分は「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと」から「米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難といわざるを得ない」としており、後半部分は「リスク管理機関」の「輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で」あれば「リスクの差は非常に小さいと考えられる」としております。 しかしながら、後半部分はあくまで仮定の上で成り立つものであり、その後の部分で述べられているように「仮定」が守られなければ評価結果は異なるわけですが、安全に対する科学的評価は極めて厳密でなければならないことは当然ですが、「仮定の上で」科学的評価が成り立つものでありましようか。さらに結論への付帯事項では、その仮定すらが確かな現状になく、心もとない状況であることが推測されることを示しているのではないのでしょうか。 従いまして、このたびの「結論」の後半部分は、現状の上での実態として結論ではないのではないかと考えざるをえません。この部分は、「付帯事項」として示されるべきではないかと考えます。 このような状況から、今回の評価におきましては、是非前半部分の「評価することは困難である」事を結論とし、後半部分は付帯事項として、「仮定した場合はリスクの差は小さいと考えられる」とされるようご要望申し上げます。	
19	BSE感染の危険性について、北米産牛肉と国産牛肉を同じ基準で比較評価することは「科学的に困難」としながらも、「北米産牛肉の輸入再開条件が、日本政府の責任の下に順守されれば、リスクの差は非常に小さい」とする答申案は、背理法に基づく、レトリックに満ちたものである。 これは、そもそも、昨年10月23日の米国産牛肉の日米高級事務レベル会合合意から、ボタンのかけ違いが始まっているのである。 合意のなかの「5.BEVプログラム概説」における次の点が、問題なのである。「2で述べたBEVプログラムは、2005年7月に、適用可能なように、修正が検討されるであろう。日米両国の当局者による共同の再検討では、OIEやWHOの専門家により行われる、科学的見地からの検討を考慮に入れることになるであろう。この再検討の結果については、なされるべき行動を含め、日米両国政府の合意・判断によりなされるであろう。日本の場合、これは、食品安全委員会の検討にゆだねられる。」 そして、「日本の食品安全委員会の検討にゆだねられるであろう。」とした範囲のものは多岐にわたり、この中には、日本の食品安全委員会の検証すべき範疇外の、リスク管理の概念に属する検証事項がはいっているにも関わらず、日米高級事務レベル会合合意においては、それらの検証をすべて、日本の食品安全委員会に丸投げしてしまったところに、そもそものボタンのかけ違いがあった。 したがって、そもそも、食品安全委員会は、答申不能の諮問をされたのであり、これに対する答申は、本来は、不可能のはずである。 あえて、それに対して、答申をするためには、上記の背理法に基づく答申案によるしかなかったのである。	

20	諮問の内容は、「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合と、我が国でと畜解体して流通している牛肉等を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関わるリスクの同等性」となっている。 これは、現在の日本の牛肉等と比較して、米国・カナダの牛肉等が安全かどうかを調べ答申して欲しいということである。ところが、日本の牛肉等についても、例えばp.25のピッシングの項、日本でのBSE発生プロセスが未だに不明であること等、その安全性が保証されているわけではない。 さらに大きな問題は、答申案の検討中に全頭検査を中止するという方向での大きな変更がされていることである。これでは、基準となる物差しが途中で変わってしまうことになる。 従って、以下のように諮問すべきであると考ええる。 「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合、我が国の国民に対して安全性についてどのような問題があるか、もしあればそれを改善する方法は無いのか」。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。 寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
21	不正確なサーベイランスによる2003年度の米国の農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(1頭/39万頭)と、正確なサーベイランスによる日本の陽性率(3頭/11万頭)とをそのまま同じレベルの数値として比較するのは常識的な判断からしても米国のBSE発生率を過少に評価するものであることは明らかである。 本件評価では、日本における健康牛のと畜場での陽性率(2頭/90万頭)と農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(3頭/11万頭)の比率(1:12.3)を米国にあてはめ、米国での健康牛のと畜場での陽性率を算出している(1頭/270万頭)。当然に、と畜場での陽性率も日本に比して極めて低くなっている。このようなデータには何らの信用性もない。	今回の審議結果案において、2005年10月現在20ヶ月齢の牛が生まれた2004年2月時点でのBSE汚染について、2つのアプローチで評価を行いました。一つは、①欧州からの生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入による侵入リスクと、②飼料規制、遵守状況と交差汚染の可能性、特定危険部位(SRM)の利用等によるBSEの暴露・増幅リスクとを総合的に評価しました。もう一つは、米国・カナダ及び日本が実施したBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータをもとにBSE汚染の状況を検証しました。
22	米国とカナダの2004年2月の時点の汚染レベルのデータに科学的信頼性はありますか。	リスク評価に当たっては、米国・カナダ及びリスク管理機関から提出された多くの資料をもとに、基本的にはリスク低減措置の原則の比較のほか、情報入手可能なものに関しては出来るだけ実効性の比較にも努めました。情報入手に限界があったことも事実です。このような前提の下での評価ではありますが、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果であり、科学的な信頼性のあるものと考えております。
23	答申案では、米国のBSE検査法の問題からBSEを見逃していた可能性がある」と指摘しているが、検査された牛が適切なものかは触れていない。どのような調査でも、サンプリングが不適切で、不明なバイアスが覆っていたら、調査結果の信頼性は低くなる。 拡大サーベイランスは、米国提供資料では、死亡牛の一部とと畜場につれてこられたが歩行困難などで排除された病牛・廃棄牛全てが検査対象とされている。しかし実際には病牛・廃棄牛は20%ほどである。と畜場の検査員、獣医の目の前に病牛・廃棄牛はいるのに試料採取できないはずない。また4月以降、病牛・廃棄牛のサンプル数が激減している。日本側に公表されていない検査対象の選別基準があり、説明されていないバイアスがかかっている。死亡牛は「どうやって捕足しているのかよくわからないところもございます。」(農水省・衛生管理課長)	また、審議結果案には、今後、十分なサーベイランスの拡大や継続により、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応を行っていくことが必要であることも記載しています。
24	牛の年齢をどうやって確認するのか(肉質検査などで月齢を判定できるなどというのはまやかしに過ぎない。それが本当なら世界中でそれを採用していないのはなぜか)。	日本向け輸出プログラムに基づく月齢判別法は大きく分けると、出生記録によって確認する方法と米国において枝肉の格付けによる確認方法があります。枝肉の格付け(A40)による月齢判別方法に関する日米の専門家による検討会によれば、A40を用いた月齢確認では、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA40以下と評価される可能性は、統計学的に99%の信頼度で0.95~1.92%以下とされています。この評価結果に基づき、プリオン専門調査会で検討した結果、月齢判別法としてA40を用いた場合、A40と判定された牛群に21ヶ月齢以上のBSE感染牛が混入する可能性は約40~20年に1回程度とされています。以上のように、A40を用いた月齢判別法に関する検証も含めて今般の審議結果案を取りまとめたところです。今後、輸入再開の可否については、リスク管理機関が今回のリスク評価結果を踏まえ判断することとなりますが、A40による月齢判別法を採用する場合の適切な実施を含め、管理措置が適切に実施されることについてリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。
25	米国側は肉色や熟度で20ヶ月齢以下か以上か判断できると主張していますが、全米食肉検査官協会がそれは無理だと声明を出しました。永年畜産界に携わってきた私としてもそんなことはできないと考えます。検査官協会といえは屠場で食肉の検査をする最前線の専門家集団です。その人たちが峻別不能といっているのになぜ米国政府はできるといい、日本政府もそれを前提に輸入再開しようとするのでしょうか。しかも20ヶ月齢以下の牛肉は未熟で旨くありません。	
26	肉色判定法による年齢判定に関しての委員会の見解が、答申に加えられても良いと思います。生年月日による年齢の確認が必要だと思います。	
27	米国が、管理された牛肉を輸出するとは思わない。	
28	内臓については北米では食する習慣がないので、内臓部分に関するSRM除去には不安が残ります。よって「内臓」の輸入解禁には反対します。	今般取りまとめた審議結果案での結論では、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。」と記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。
29	アメリカの牛肉輸入に関しては、非常に不信感を持っており、検査体制や現場作業実態は特に不安だ。	
30	米国の検査方法は米国内でも疑問が出ているように信頼性に欠ける。	
31	米国食肉業者が本当に危険な場所をちゃんと取り除いているかが疑問。	
32	日本向け輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは何倍ぐらいになるか教えてください。	リスクの差は非常に小さいと考えられるという結論は、日本向け輸出プログラムが遵守されるものと仮定したものであり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになると審議結果案に記載されているところ。審議結果案では、輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは、具体的にどの程度増加するかについては検討は行っていないませんが、輸出プログラムの背景リスクとして、米国・カナダにおける生体牛のBSE汚染リスクが示されています。

33	輸入が再開された場合は必ずリスク評価を再び行う必要があります。これはリスク分析の基本ですので、是非どこかに明記する必要があるのではないのでしょうか。	
34	輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の評価について審議結果(案)では、リスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の報告を受ける旨が記載されております。リスク分析手法は継続的プロセスであるため、リスク管理機関から報告された輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の内容について評価作業を実施することが必要であると考えます。	審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。
35	米・加両国のリスク管理の検証について 評価答申は、米・加の輸出プログラムの遵守が前提であり、これらの「前提が守られなければ、評価結果は異なったものとなる」とし、さらに「プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものとする」としています。 このような指摘は当然のことであり、食品安全委員会は、この旨を食品安全基本法第23条第1項第3号にもとづき内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するよう求めます。 また、食品安全委員会は、リスク管理機関に対し早急に輸出プログラムに関連する事項についての調査を行うよう勧告し、それがまとまった段階で再評価を行うべきであると考えます。	審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。 なお、食品安全基本法第23条に基づく勧告をすべきとの御意見ですが、プリオン専門調査会でのこれまでの審議において、リスク管理機関から輸出プログラムの遵守に関して、現地調査等を通じて責任を持って確認するとの説明を受けるとともに、審議結果案にもその旨を記載したところであり、今後リスク管理機関による適切な対応が期待されることから、現時点において勧告の必要性はないものと考えております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
36	日本政府の米国牛の査察体制については、担当するのが農水省動物検疫所の家畜防疫官23人と厚労省2人の計25人で、約30ヶ所の日本向け食肉施設を査察するといわれており、査察率は数パーセントに過ぎない(しんぶん赤旗 日曜版 05.11.13)。「輸出プログラム」の遵守をしっかりと確認できる体制ではない。	プリオン専門調査会としては、審議結果案に記載されているように、今回のリスク評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があると考えております。また、今後、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受けることとしております。なお、寄せられた日本政府の査察体制に対する御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
37	テレビや雑誌などによると、アメリカではと畜される牛のうち、BSEの検査は1%しか行われておらず、また、脳や脊髄などの特定危険部位は処分されず、飼料の原料にされ誤って牛に与えられる恐れがあるとされていました。アメリカに対しては、追従ばかりではなく、これらの危険を無くするような努力をするよう強く要請してください。	米国・カナダにおけるBSEサーベイランスの状況や、SRMの除去等の取扱いを含め飼料規制については、審議結果案をご参照下さい。 リスク評価の過程で問題となった①SRM除去について、せき髄除去の監視体制の強化、②健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性、③SRM利用の禁止を結論の付帯事項として記載し、米国・カナダ政府へ要望を行ったものです。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。
38	日本国内では特定危険部位は食用に回さず焼却処分していますが、アメリカ・カナダでは肉骨粉として豚・鶏用の飼料として利用されていると聞いています。日本で発生したBSEも肉骨粉が原因である可能性が非常に高いとされている事を考えれば、アメリカ・カナダでも飼料の交差汚染や農家での誤給飼などによるBSE感染が懸念されます。また特定危険部位の飼料利用禁止については、国際機関も勧告しているはずで、日本への輸入再開の条件の一つとして特定危険部位の飼料利用禁止をアメリカ・カナダに行わせるよう要望します。	
39	世論調査によれば、「生後20ヵ月以下の牛に限って検査なしで輸入を認める方針」に反対の人が67%、外食・加工食品に関する原産地表示を求める人が81%に上っています(『朝日新聞』10月26日)。私たちは現在のあいまいな評価を前提に輸入を再開することに危惧を覚えるものですが、仮に輸入再開に踏み切った場合には、消費者の不安に応えるために、外食・加工食品に関する原産地表示を行うべきであると考えます。 これはリスク管理措置に属することですが、食品安全委員会としても、このような勧告を関係リスク管理機関に対して行うべきであると考えます。	
40	私は米国産の牛肉の輸入に反対です。それが無理なら不当表示の罰則規定の厳罰化、外食産業の食品の産地の標示を義務化(もちろん、不当表示をした場合は厳罰で)を望みます。	今後、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今回のリスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が判断することになります。 御指摘の表示に関しては、リスク管理機関が判断するべき事項であり、御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
41	流通段階でどこにどのような形で売られていくか明らかにしておく必要があるのではないかと。 消費者が買い物するときの選択肢は、表示でしかない。 産地の偽装が行われないように監視も厳しくしてほしい。 また、外食やお弁当なども産地がわかるようにしてほしい。 加工していく段階で産地がわからなくなるものは、せめて輸入したものか国内のものか消費者にわかるような対策をとってほしい。 私たちが不安に思うこと、疑問に思うことなどは、どこが窓口になってもらえるのかははっきりしておくようにお願いします。	

42	我が子の学校給食へ使用しないようにできる申請方法などを明示してほしいです	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、科学的データに基づき、中立公正な立場から審議を尽くし、今般、審議結果案が取りまとめられました。今後、食品安全委員会からの答申を踏まえて、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉に係る施策を行うこととなります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えします。
43	もし輸入再開するなら、牛肉を買う業者から検査料を徴収し国が強制的に全頭検査するべき。	
44	日本の基準(全頭検査)でなければ輸入を認めるべきではないと思います。国内産も全頭検査を継続してほしいです。	
45	食べたくなくても知らないうちにゼラチンや肉エキスや牛脂などで摂取させられてしまう可能性があり、牛肉だけでなく加工品や調味料や化粧品や医薬品にも使われるし、輸血でも感染の危険があるのであって、消費者の選択に任せればよいなどと言う審議会の結論は恥知らずで無責任きわまりないものです。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から調査審議を行い、米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について、今般、審議結果案をとりまとめたところとす。今後、食品健康影響評価(リスク評価)の結果を踏まえ、リスク管理機関において米国・カナダ産牛肉及び牛の内臓についての輸入の可否を判断することになります。
46	外圧と政治の力に委員会が屈したと感じられてなりません。	
47	BSEを巡る貴委員会の動き、この審議結果を読むと、貴委員会は「国民の健康の保護が最も重要である」との基本的認識を持っているのか、政治的な動きに惑わされず、「リスク管理を行う関係機関」から独立して、「科学的知見に基づき、かつ中立公正にリスク評価を行う機関」として機能しているのか疑問に思います。	
48	「リスクは少ない」では済まされない問題です。エイズ・アスベストの悲劇を二度と繰り返すことは絶対にやめて下さい	
49	もっと明確に、これなら安心して米国産牛肉でも消費できると思えるような結論を出していただきたい	評価結果案の結論に記載しているように、「米国・カナダに関する質・量とも不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」とされたところですが、他方、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされたところとす。
50	生後20ヶ月未満の牛はBSE検査の術が無いのであれば、米国産/日本産を問わず、生後20ヶ月未満の牛は流通を禁止すべきではないですか？ 政府から「リスクは一緒か？」と聞かれれば「リスクは一緒です」と答えざるを得ないでしょうが、貴委員会が国民の健康/食の安全を守るという使命をお持ちならば、「生後20ヶ月未満の牛は全面流通禁止」という答申があっても良いのではないのでしょうか？	今回のリスク評価は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて審議を行い、審議結果案をとりまとめたところとす。なお、20カ月齢以下の牛のリスクについては、昨年9月公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」や今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても審議・記載されておりますのでご参照下さい。
51	昨年9月に発表されました食品安全委員会での「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について――中間とりまとめ」で、日本でのBSE対策以前でのvCJD患者の発生予測を0.1人から0.9人とされました。又、国内BSE対策の見直しの答申でも、vCJD患者の発生予測が前提となり、BSE検査月齢の見直しが行われたと思います。しかしながら、今回の米国・カナダ産牛肉のリスク評価では、全く米国・カナダでのvCJD患者発生予測を行っておりません。同じ方法で米国・カナダでのvCJD患者の発生予測を試算されるべきであると思います。その予測にそが日本と米国でのリスク比較になると思われます。	今回の米国・カナダ産牛肉等のリスク評価は、リスク管理機関からの諮問を受けて、米国及びカナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された牛肉等について、人への暴露リスクとして食肉へのBSEプリオンの汚染の程度を指標に日本産牛肉等と比較を行ったものです。汚染の程度からvCJD患者がどれくらい発生するかといった予測を行ったものではありません。
52	表題が判りにくく、牛肉の輸入に関するものであると、一般に判りやすい表現にすべきだと思います。表題だけ見たかぎりでは、BSEに絡んでの食肉のアンケートと判る方は専門性のある方を除けば殆どおられないのではと推察します。	表題については、リスク管理機関からの諮問の内容について正確性を期すためであり、ご理解賜りますようお願いいたします。また、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施しましたが、その際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところとす。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。
53	まず、標題のような難しい表現をされると我々一般の消費者は不安を感じて、危険じゃないか？と思ってしまうので公平性に欠ける質問のような気がします。	
54	検査内容の表記内に誤解をしやすい記述があるように感じます。	